

議案第38号

取手市建築審査会条例の一部を改正する条例について

取手市建築審査会条例(昭和61年条例第32号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年6月8日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、急を要する場合であって、災害の発生、感染症のまん延等の理由により会議を開くことが困難であると特に認められるときには、特例措置として書面による審議を行うことができるようにし、建築行政の円滑な執行を図るため、本条例の一部を改正するものです。

取手市建築審査会条例の一部を改正する条例

取手市建築審査会条例（昭和61年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(会議) 第5条 (略) 2及び3 (略) 4 <u>前2項の規定にかかわらず、急を要する 場合であり、かつ、災害の発生、感染症の まん延等、特にやむを得ない理由により会 議を開くことが困難であると会長が認め るときは、書面により審査会の議事を審議 することができる。この場合において、当 該書面による審議が行われた議事につい ては、会議を開いたものとみなす。</u></p>	<p>(会議) 第5条 (略) 2及び3 (略)</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。